

IFRS17号における収益認識のIFRS15号との調和に関する考察

ライフネット生命 逆井幹則

1. はじめに

国際財務報告基準（IFRS）において、2014年5月に公表されたIFRS15号「顧客との契約から生じる収益」および2017年5月に公表されたIFRS17号「保険契約」は、その検討の経緯から、相互に直接・間接の影響を及ぼしあってきたものと推察できる。本報告では、その複雑で技術的な収益認識に特徴づけられた会計であるIFRS17号について、IFRS15号とどのように整合性がとれているかを検討し、特定のシナリオに基づく保険収支分析を行いながら、両基準の調和性を明らかにする。

2. IFRS15号の収益認識

IFRS15号はIFRSにおける一般的な収益認識基準である。ただし、金融商品、リース契約および保険契約はその適用範囲から除かれ、別途基準が定められている。IFRS15号では、顧客との取引価格（顧客への約束した財またはサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額）を、契約における企業の履行義務の充足（顧客の財・サービスの支配の獲得）とともに収益に計上することを原則としている。また、収益の認識にあたり、取引価格は、約束された対価の金額を貨幣の時間価値を反映するように調整することとされる。

3. IFRS17号 保険負債と収益認識

IFRS17号においては、一般モデルにおける保険負債は、「履行キャッシュフロー」および「契約サービスマージン（CSM）」から構成される。ここに、履行キャッシュフローは、「非金融リスクに係るリスク調整（リスク調整）」が、それ以外の見積り（本報告では「将来キャッシュフローの現在価値」とする）と区分される。一方、CSMは、企業が保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表す負債であるとされ、まず当初測定における利得相当

額を計上し、その後の履行キャッシュフローの見積り変更等による影響をCSMに調整しながら、保険期間の残りの期間で収益に配分し減少する。

IFRS17号は、収益認識の観点からは、保険負債のそれぞれの構成部分からの収益を、それぞれの履行義務に対して以下のように認識する会計基準であると整理できる。

- ・ 将来キャッシュフローの現在価値から当期の予想保険金が減額され、このうち投資要素を除いた部分が、「顧客への約定給付の保障」の充足により、当該保障サービスを提供した収益として認識される
- ・ リスク調整の変動による減額は、当期の非金融リスクの保障に係る金額であり、「保険事業に内在する保険関係キャッシュフローの不確実性のリスク負担」の充足により、顧客に提供されたサービスとして収益に認識される
- ・ CSMから、「保険サービスの一部であって、直接的原価を上回る効用の供与」の充足により、カバー単位によってそのサービスの移転を描写するように収益を認識する
- ・ 「保険獲得キャッシュフローに対応する顧客効用（その対価を払う価値があると考えられる効用）の供与」の充足により、保険料のうち保険獲得キャッシュフローに対応する部分を回収（期間配分）することによって収益を認識する

4. IFRS17号の保険収支分析によるIFRS15号との調和の考察

本報告では、IFRS15号の取引価格の収益配分のプロセスに照らし、「当初測定割引率のもとで、保険料の収入から投資要素の支出を除いた金額の契約時点の現価は、保険収益の契約時点の現価に一致する」ことを仮説として設定する。そして、具体的な設例を設け、特定のシナリオに基づく保険収支分析を行う。

その結果、IFRS17号では、保険料収入から投資要素を除いた金額を対価として、貨幣の時間価値も考慮しながら、これを予想保険金等、リスク調整の変動、CSMの配分、および保険獲得キャッシュフローの回収によって、それぞれに対応した履行義務の充足により収益認識していくとみなすことができ、IFRS15号と整合し、収益認識基準として調和が図られていることを考察する。